

# みんなの 介護保険

vol.7  
2003.MAR

広域連合だより

福岡県介護保険広域連合広報

第2期

## 介護保険 事業計画について

## 介護保険料 変更のお知らせ

- ◎平成15年度予算報告
- ◎議会だより
- ◎支部紹介
- ◎お知らせ



# 第2期

(平成15～19年)

# 介護保険事業計画について

介護保険制度では、3年ごとに、5年を計画期間とする「介護保険事業計画」を作成することになっています。この事業計画のなかで介護サービスの見込み量やサービス確保の方法などが具体的に定められ、介護保険事業が運営されることとなります。

広域連合では第2期（平成15年度から平成19年度）の介護保険事業計画について介護保険事業計画策定委員会を設置し、慎重に審議してまいりましたが、ここに介護保険事業計画策定が完了しましたのでご報告いたします。

なお、みなさまが納付される保険料についてもこの事業計画をもとに決定されます。今回、新しく改定された保険料について簡単に説明いたします。

## 保険料の内訳

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料算定のおおまかな流れ

保険料の算定はこのように行われます。

介護に必要な費用総額の見込み = 必要な費用の総額。（図-1）

費用負担の内訳 = (図-2)  
(65歳以上の方が負担する金額)

第1号被保険者の人口推計 (図-3)  
(65歳以上の方の人口)

費用総額の18% (H15～H17の3年分) / 所得段階補正後の高齢者人口 (H15～H17の3年分) = 基準額 (第3段階)

以上の計算をもとに平成15年度からの介護保険料の基準額を決定しました。

**3,940円**

### [保険料改定のポイント]

1. 介護保険利用者が増えたことによる介護サービス費用の増加
2. 要介護等認定者の増加
3. 介護報酬単価の変更

図-1 介護に必要な費用総額の見込み

(単位:円)

標準給付費算定	平成15年	平成16年	平成17年	3カ年合計
居宅サービス総費用	277億3千万円	297億6千万円	316億4千万円	891億3千万円
施設サービス総費用	439億2千万円	443億4千万円	448億1千万円	1,330億7千万円
介護サービス総費用	716億5千万円	741億円	764億5千万円	2,222億円

図-2 介護保険制度費用負担構造 (H15～H17見込み)

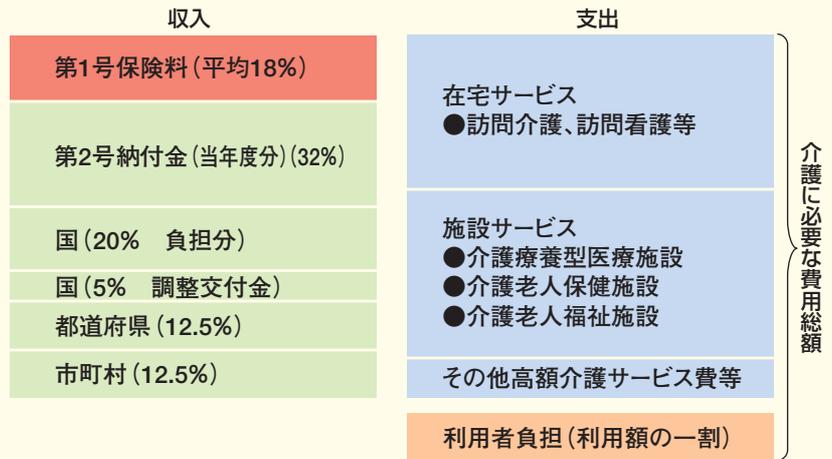
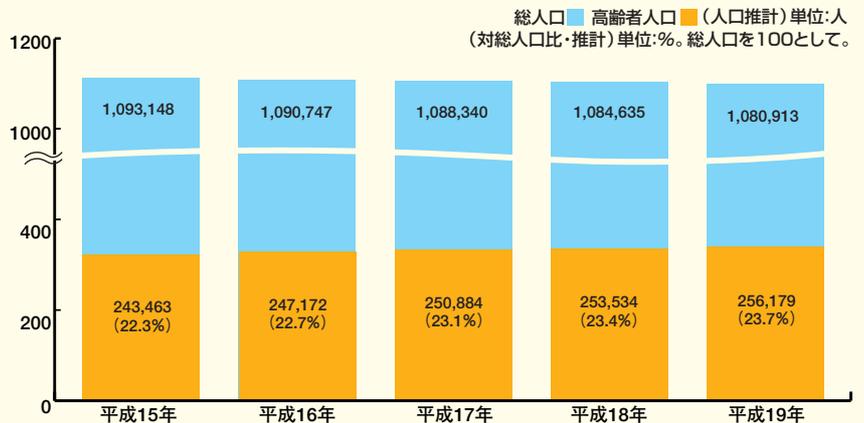


図-3 第2期介護保険事業計画期間における人口推計



# 介護保険料変更のお知らせ

介護保険料が平成15年度から変更になります。主な変更は次のとおりです。

- 平成15年度から保険料基準月額2,908円が3,940円になります。(保険料年額47,280円)
- 第4段階の合計所得金額250万円未満が200万円未満になります。  
(合計所得金額200万円以上250万円未満の方は第4段階から第5段階になります。)
- 第5段階の合計所得金額250万円以上が200万円以上400万円未満になります。
- 新しく低所得者への配慮として6段階制の採用となりました。

介護保険料の変更(変更後=平成15年度~平成17年度。変更前=平成12年度~平成14年度。)

## [保険料額]

所得段階	基準額×割合	変更後	変更前
		保険料月額(年額)	保険料月額(年額)
第1段階	基準額×0.5	1,970円(23,640円)	1,454円(17,448円)
第2段階	基準額×0.75	2,955円(35,460円)	2,181円(26,172円)
第3段階	基準額×1.0	3,940円(47,280円)	2,908円(34,896円)
第4段階	基準額×1.25	4,925円(59,100円)	3,635円(43,620円)
第5段階	基準額×1.5	5,910円(70,920円)	4,362円(52,344円)
第6段階	基準額×2.0	7,880円(94,560円)	—————

## [対象者の条件]

所得段階	対象者(変更後)	対象者(変更前)
第1段階	変更なし(右と同じ)	生活保護受給者
	変更なし(右と同じ)	老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方
第2段階	変更なし(右と同じ)	本人及び世帯員全員が住民税非課税の方
第3段階	変更なし(右と同じ)	本人が住民税非課税の方(世帯員の中に住民税課税者がいる)
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満の方
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上の方
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の方	—————

## 介護保険料の納め方

保険料は原則として年金から納めますが、各々の年金の種類と年金額等によって納め方が特別徴収、普通徴収、併用徴収に分かれます。

### 特別徴収

…年金から天引き 偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)

[対象者] ●月額15,000円(年額18万円)以上の老齢(または退職)年金を受給している方  
(遺族年金・障害年金等は除きます)

### 普通徴収

…金融機関の口座振替や納付書による納付 年8回の納付(8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月)

[対象者] ●年金額が月額15,000円未満の方、遺族年金・障害年金等を受給している方

### 併用徴収

…普通徴収と特別徴収とを併用した方法

[対象者] ●前年度は普通徴収であったが、今年度から特別徴収となる方  
●前年度に65歳到達あるいは転入(広域連合外からの転入)した方で、特別徴収対象者



## 平成15年度 介護保険料の標準的な期割例

### 特別徴収 (年金から天引きされる方)

(単位:円)

所得段階	年間保険料額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
第1段階	23,640	2,900	2,900	2,900	5,140	4,900	4,900
第2段階	35,460	4,300	4,300	4,300	7,560	7,500	7,500
第3段階	47,280	5,800	5,800	5,800	10,080	9,900	9,900
第4段階	59,100	7,200	7,200	7,200	12,500	12,500	12,500
第5段階	70,920	7,200	7,200	7,200	16,520	16,400	16,400
		8,700	8,700	8,700	15,020	14,900	14,900
第6段階	94,560	8,700	8,700	8,700	22,860	22,800	22,800

※第5段階は平成14年度の徴収経過から2通りがあります。

※1回あたりの徴収額を100円単位とし、100円未満の端数を10月分で調整しています。

### 普通徴収 (口座振替または金融機関窓口納付)

(単位:円)

所得段階	年間保険料額	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1段階	23,640	3,340	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
第2段階	35,460	4,660	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
第3段階	47,280	5,980	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
第4段階	59,100	8,000	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
第5段階	70,920	9,320	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
第6段階	94,560	11,960	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800

※1回あたりの徴収額を100円単位とし、100円未満の端数を8月分で調整しています。

### 併用徴収 (平成15年10月から特別徴収になる方)

(単位:円)

所得段階	年間保険料額	8月	9月	10月	12月	2月
第1段階	23,640	6,040	5,900	3,900	3,900	3,900
第2段階	35,460	8,960	8,800	5,900	5,900	5,900
第3段階	47,280	11,880	11,700	7,900	7,900	7,900
第4段階	59,100	14,700	14,700	9,900	9,900	9,900
第5段階	70,920	17,820	17,700	11,800	11,800	11,800
第6段階	94,560	23,660	23,500	15,800	15,800	15,800

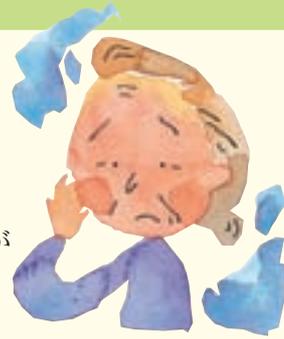
← 普通徴収 → ← 特別徴収 →

※1回あたりの徴収額を100円単位とし、100円未満の端数を8月分で調整しています。

## 保険料を滞納すると

滞納した期間に応じて「給付制限」を受ける事になります。

「給付制限」とは、介護保険料を滞納すると保険給付の全部または一部が制限されることで以下のような制限があります。



### 1年以上 滞納した場合

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、9割の保険給付は申請が必要になります。被保険者証には「支払方法変更の記載」が行われます。

### 1年6カ月以上 滞納した場合

保険給付が一時差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。

### 2年以上 滞納した場合

保険給付の割合を9割から7割に引き下げられます。(保険料未納期間に応じて)つまり自己負担が1割から3割に引き上げられるとともに、高額サービス費は支給されません。

※災害など、特別な事情がないのに保険料の滞納が続いた場合は、上記のような措置がとられます。納め忘れのないように気を付けてください。

## 「口座振替」のおすすめ

口座振替を利用すると、普通徴収の方については保険料を納めるために何度も金融機関に足を運んでいただく手間と時間が省けます。また、特別徴収の方でも現況届の未提出、年金担保、年金差し止めなどの理由で年金が支給停止となった時は、介護保険料を納付書で納めていただくことがあります。その場合、口座振替だとお申し込みいただいた口座から振替できるため、納め忘れの心配がありません。

### 【口座振替開始時期について】

- 毎月1日から15日までのお申し込み  
→翌月以降の納期から口座振替
- 毎月16日から月末までのお申し込み  
→翌々月以降の納期から口座振替

※なお、一度手続きをされると毎年自動的に更新されます。  
(注)口座振替が開始される月以前の介護保険料は、納付書により納付してください。

### 【取扱い金融機関一覧】(平成15年4月1日現在)

1. 郵便局
2. 銀行(次の各銀行の本支店)  
福岡・西日本・福岡シティ・筑邦・大分・佐賀・福岡中央・長崎・親和・豊和
3. 信用金庫(次の各信用金庫の本支店)  
新北九州・福岡ひびき・門司・直方・飯塚・福岡・遠賀・筑後・大牟田・柳川・大川・田川・築上・大分みらい
4. 信用組合(次の各信用組合の本支店)  
福岡県中央・東福岡・福岡興業・福岡県南部・福岡南
5. 福岡県内の各農協の本支所
6. 福岡県内の一部漁協の本支店
7. 九州労働金庫の本支店

# 私たちが窓口です

## 支部紹介

### 朝倉支部

〈職員7人・認定調査員6人・介護相談員5人〉



朝倉支部は4町2村で、規模は平均的ですが、市街から山間部まで多様な地域を担当しています。訪問調査員は開設時からの林さん、村上さん、手嶋さん、吉田さん、持永さんに丸一年目を迎えた井手さんの6名。「相手を傷つけない言葉づかい。家族の方々への接し方にも気を遣っています。最初は痴呆の方の特記事項など、書き方が難しく、夜なべすることもしばしばでしたが、みんなで助け合って頑張ってきた感じですよ」と林さん。「訪問するとついつい長話になってしまいがちですが、それも仕事のうちと思うようになりました」と持永さん。

年代が近いプライベートでもとても仲のいいグループなのですが、この仕事に就いてからみなさん共通の悩みを持っているようです。それはちょっと太ってしまったこと。どうやら車に乗ってばかりの移動に原因があるようです。他支部ではいかがですか？

### 三瀨支部

〈職員7人・認定調査員4人・介護相談員3人〉



城島町、大木町、三瀨町という比較的狭いエリアを受け持つ三瀨支部は、きめの細かい調査をできるのが特長です。訪問調査員は、開設時からの國武さん、中井さん、蕨野さんに、平成14年の春から加わった廣松さん。朝出勤すると自然に机を囲み、いつの間にか朝礼になっているという、チームワーク抜群の4人組です。あとから入った廣松さんが「最初は聞き取りや文書作成など大変でしたが、先輩たちのおかげでずいぶん慣れました」というと、「看護経験のある廣松さんには、逆に私たちが教わることも多い」と中井さん。訪問調査から帰った後も、和気あいあいとした雰囲気の中で情報交換を欠かしません。

担当エリアは年を通じて穏やかな気候で平地ばかりの訪問しやすい環境。のんびりと気さくな方が多く、生まれ育った土地の素晴らしさを、仕事を通じてあらためて感じることも多いとか。

## 福岡県介護保険広域連合に加入の72市町村

#### 粕屋支部

粕屋郡久山町大字久原3168-1  
粕屋医師会館等広域施設3階  
☎092-652-3111 Fax 092-652-3106  
宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町

#### 宗像支部

宗像郡津屋崎町大字津屋崎849  
☎0940-34-5700 Fax 0940-34-5702  
津屋崎町・玄海町・大島村

#### 遠賀支部

遠賀郡遠賀町大字今古賀513  
遠賀町役場横 車庫棟2階  
☎093-291-5266 Fax 093-291-5281  
芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町

#### 鞍手支部

鞍手郡宮田町大字宮田20-5  
☎0949-34-5046 Fax 0949-34-5047  
小竹町・鞍手町・宮田町・若宮町

#### 嘉穂・山田支部

嘉穂郡稲築町大字鴨生392-1  
☎0948-20-5016 Fax 0948-20-5020  
山田市・桂川町・稲築町・碓井町・嘉穂町・筑穂町・穂波町・庄内町・頼田町

#### 朝倉支部

甘木市大字甘木873-3 甘木朝倉市町村会館内  
☎0946-21-8021 Fax 0946-21-8031  
杷木町・朝倉町・三輪町・夜須町・小石原村・宝珠山村

#### 糸島支部

前原市前原中央2-13-17  
☎092-331-2033 Fax 092-331-2036  
二丈町・志摩町

#### 浮羽・三井支部

浮羽郡吉井町699-1  
☎09437-4-5355 Fax 09437-4-5353  
吉井町・田主丸町・浮羽町・北野町・大刀洗町

#### 三瀨支部

三瀨郡大木町大字八町牟田255-7  
☎0944-75-2172 Fax 0944-75-2175  
城島町・大木町・三瀨町

#### 八女支部

八女市大字津江565-3  
☎0943-25-2005 Fax 0943-25-2073  
黒木町・上陽町・立花町・広川町・矢部村・星野村

#### 柳川・山門・三池支部

山門郡瀬高町大字小川16-3  
山門三池郡自治会館内  
☎0944-64-1230 Fax 0944-64-1233  
柳川市・瀬高町・大和町・三橋町・山川町・高田町

#### 田川支部

田川市新町18-7田川自治会館内  
☎0947-49-1093 Fax 0947-49-1097  
田川市・香春町・添田町・金田町・糸田町・川崎町・赤池町・方城町・大任町・赤村

#### 京都支部

京都府勝山町大字上田941-1  
☎0930-32-8032 Fax 0930-32-8034  
犀川町・勝山町

#### 豊築支部

豊前市大字八屋1702-5  
☎0979-84-1111 Fax 0979-84-1116  
豊前市・椎田町・吉富町・築城町・新吉富村・大平村

#### 本部

福岡市博多区千代4-1-27  
福岡県自治会館内  
☎092-643-7055  
Fax 092-641-2432

●連合データ  
人口/1,102,368人  
うち65歳以上:239,924人  
高齢化率:21.8%

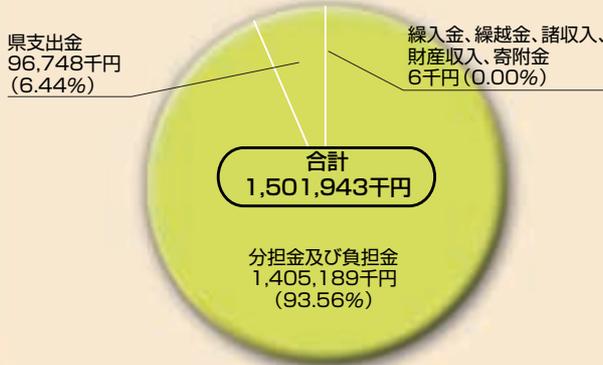
(平成14年3月31日現在)

※玄海町(宗像支部)については、宗像市との合併にともない平成15年3月31日をもって広域連合を脱退します。

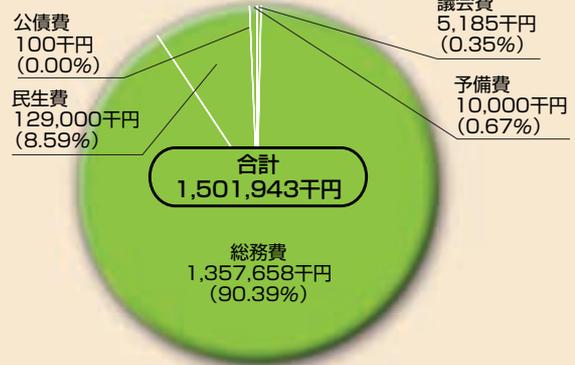
# 平成15年度 予算報告

## 一般会計 (広域連合全体の組織運営・管理に必要な経費)

### (歳入)

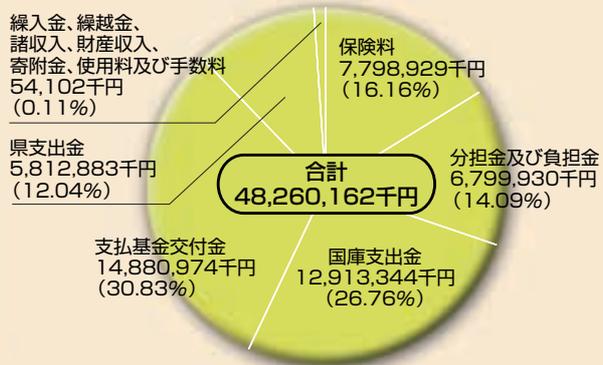


### (歳出)

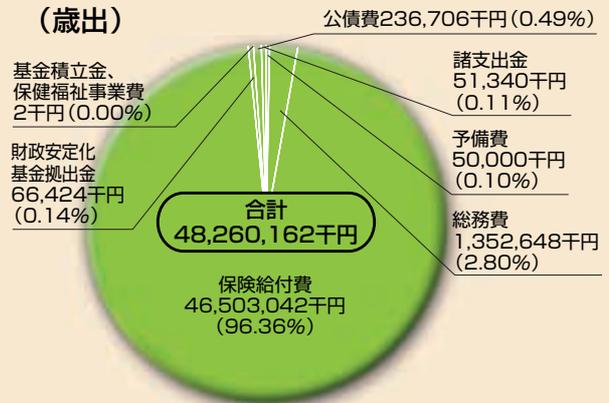


## 特別会計 (介護保険事業を行うために必要な経費)

### (歳入)



### (歳出)



# 議会だより

## 平成15年第1回福岡県介護保険広域連合議会定例会

(平成15年1月28日開会)



平成15年1月28日に招集された定例会で、提出された14の議案についてはすべて原案の通り可決されました。議案については次の通りです。

議案	内容
第1号議案	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部変更の協議について
第2号議案	福岡県介護保険広域連合運営協議会条例の制定について
第3号議案	福岡県介護保険広域連合支部運営委員会条例の制定について
第4号議案	福岡県介護保険広域連合本部及び支部の位置及び名称等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5号議案	福岡県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6号議案	福岡県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第7号議案	福岡県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第8号議案	福岡県介護保険広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9号議案	福岡県介護保険広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
第10号議案	福岡県介護保険広域連合介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
第11号議案	平成14年度福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算(第2号)について
第12号議案	平成14年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
第13号議案	平成15年度福岡県介護保険広域連合一般会計予算について
第14号議案	平成15年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計予算について

# 特別養護老人ホームの 入所優先順位が変わります。

これまで特別養護老人ホームへの入所は基本的に「申し込み順」でしたが、平成15年4月1日より「必要性の高い方から順に優先的に入所できる」ようになります。

## 入所優先順位決定のしくみ

- 1 各施設ごとに「入所検討委員会」が設置されます。  
※委員会は施設職員（施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等）と施設外の第三者で構成。
- 2 委員会は、入所評価基準に基づいて必要性の評価を行い、入所申込者の優先順位を決定します。  
※入所評価基準（本人の状況、介護サービス等の利用状況、介護者等の状況等）  
※ただし、緊急性（災害時等）・老人福祉法第11条に定める措置委託に該当する場合は、委員会の決定した優先順位によらず入所を決定する事があります。

緊急性について

※緊急性とは右のような状況をさします。

- 介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要する場合
- 災害時
- 在宅復帰、又は長期入院したものについて再入院が必要と認められる場合
- その他、特段の緊急性が認められる場合

詳しくは、福岡県介護保険広域連合本部・支部、または市町村にお尋ねください。

# 4月1日介護報酬単価が改定され、 新しくなります。

在宅重視と自立支援の考え方に基づいて保険料の上昇幅を抑制するために、介護報酬が改定されます。これは賃金・物価下落の傾向、介護事業者の経営状況も踏まえたものです。

[改定幅]	[内訳]
全体 ▲ 2.3%	在宅分平均 + 0.1%
	施設分平均 ▲ 4.0%

主なポイント

- 訪問介護（ホームヘルプ）の複合型がなくなり、「身体介護」と「生活援助」の2本になります。
- 介護タクシーは1回あたり1,000円となりますが、要支援の方は利用できなくなります。

詳しくは、福岡県介護保険広域連合本部・支部、または市町村にお尋ねください。

## 福岡県介護保険広域連合長 選挙結果

任期満了に伴う福岡県介護保険広域連合長選挙が平成15年2月4日おこなわれ、山本文男・添田町長が再選されました。

## 第31回『医療功労賞』受賞

広域連合職員の和田紀子さんが、第31回『医療功労賞』（主催：読売新聞社、後援：厚生労働省など）を受賞されました。和田さんは30年にわたって久山町の保健婦（現・保健師）として勤務し、生活習慣病検診普及などに努めてきました。平成11年からは福岡県介護保険広域連合で専門知識を活かした業績を残されており、今回それが認められたものです。



ご意見をお寄せください

皆様のご意見を今後の介護保険事業に活かしていきたいと考えております。  
送付先：福岡県介護保険広域連合本部まで。郵便またはFAXにてお願いします。  
〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27 FAX/092-641-2432